TERP32-23 ASNITE 公表用文書

ASNITE 試験方法区分一覧

(第23版)

2024年00月00日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター

ASNITE 試験方法区分一覧

製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)における試験事業に係る試験方法の区分は、次の分類に従い、表1の1、表1の2、表2、表3、表4、表5、表6、表7、表8及び表9に定める。

- 分類 1 法令に基づく試験方法の区分(表 1 の 1 及び表 1 の 2)
- 分類 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分(表 2)
- 分類 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分(表 3)
- 分類 4 エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分(表 4)
- 分類 5 系統連系規格の試験方法の区分(表 5)
- 分類 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分(表 6)
- 分類 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分(表 7)
- 分類 8 抗ウイルス性試験規格の試験方法の区分(表 8)
- 分類 9 生分解性試験規格の試験方法の区分(表 9)

表 1 の 1 特定計量器検定検査規則に基づく電力量計等に係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に
又は第 725 条で規定する		定める電気的性能、影響又は妨害の試
電気的性能等の試験		験方法
	普通電力量計及	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	び精密電力量計	則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	(電子式)	定める電気的性能、影響又は妨害の試
		験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
		定める電気的性能、影響又は妨害の試
		験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に
又は第 725 条で規定する		定める機械的性能、粉じんの侵入の影
機械的性能等の試験		響、耐久性、複合電気計器の表示機構の
		試験、出力機構の試験又は需要時限の
		試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
14点次/1/4マルビ/1マノロイツ	普通電力量計及	□
	日 過 电 刀 重 引 及 び精密電力量計	削量体に登り、特定的量能保定保量が 則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	ひ相名电刀里計 (電子式)	対策 725 朱で焼たする 313 0 1271-215 定める機械的性能、粉じんの侵入の影
	(电丁式)	響、耐久性、複合電気計器の表示機構の
		昔、ミスロ・後ロ电スロ命の表示機構の 試験、挿抜強度試験、発信装置及び分離
		することができる表示機構の試験、出力
		機構の試験又は電力開閉装置の試験方
	無数商士見引	法 ᅴᄝᅷᇆᄫᄼᄼᄡᅌᅴᄝᄜᄵᅌᄵᅔᄱ
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
		定める機械的性能、粉じんの侵入の影響を表現の表現を表現している。
		響、耐久性、複合電気計器の表示機構の
		試験、発信装置及び分離することができ
		る表示機構の試験又は出力機構の試験
	日本馬来馬士引	方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に
又は第725条で規定する		定める負荷電流導体及び端子の温度上
負荷電流導体及び端子の	**** B - 1 -	昇試験方法
温度上昇試験 	普通電力量計及	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	び精密電力量計	則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	(電子式)	定める負荷電流導体及び端子の温度上
		昇試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
		定める負荷電流導体及び端子の温度上
		昇試験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に
又は第 725 条で規定する		定める絶縁性能の試験方法
絶縁性能の試験 	L 普通電力量計及	 計量法に基づく特定計量器検定検査規
	百週電刀里計及 び精密電力量計	計量法に参うい行だ計量品候だ候宜規 則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	ひ柄齿竜刀里前 (電子式)	関第 725 条で焼走する 513 0 1271-215 定める絶縁性能の試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	│無効竜刀重計 (電子式)	計重法に基づく特定計重益快定快宜規 則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
	(电丁式 <i>)</i> 	
計量はに甘べ/性中計量	基十 電電電車	定める絶縁性能の試験方法
計量法に基づく特定計量 器検空検本規則第 601 条	┃ 最大需要電力計 ┃ (電スせ)	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条 スは第 725 冬で担宝する	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に 定める耐候性の試験方法
又は第 725 条で規定する		ためる] 矢注の武駅力法
┃耐候性等の試験 ┃	普通電力量計及	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	び精密電力量計	則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	(電子式)	定める耐候性の試験方法又は
		塗膜の厚さの試験方法
	1	

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
		定める耐候性性能の試験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に
又は第 725 条で規定する 材質の試験		定める材質の試験方法
	普通電力量計及	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	び精密電力量計	則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に
	(電子式)	定める材質の試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に
		定める材質の試験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 681 条	(電子式)	則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 の
又は第 725 条で規定する		附属書 A の A.1c) に定める試験方法
検定の方法	 普通電力量計及	<u></u> 計量法に基づく特定計量器検定検査規
(個々に定める性能)	百過電力量計及 び精密電力量計	削量
	(電子式)	附属書 JA の JA.1c)に定める試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 の
		附属書 B の B.1b)に定める試験方法
計量法に基づく特定計量	最大需要電力計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
器検定検査規則第 706 条	(電子式)	則第 706 条で規定する JIS C 1283-2 の
又は第 750 条で規定する		附属書 A の A.2 に定める試験方法
検定の方法		
(器差検定の方法)	普通電力量計及	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	び精密電力量計	則第 750 条で規定する JIS C 1271-2 の
	(電子式)	附属書 JA の JA.2 に定める試験方法
	無効電力量計	計量法に基づく特定計量器検定検査規
	(電子式)	則第 750 条で規定する JIS C 1273-2 の
		附属書 B の B.2 に定める試験方法

表 1 の 2 計量法第 71 条第 1 項第一号の技術上の基準に係る 非自動はかりの試験方法の区分

		ı
試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量性能試験	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規
		則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附
		属書 A の A.4、A.5(A.5.4 を除く)、A.6、附
		属書 B の B.2 及び B.4 に定める計量性能
		の試験方法
電磁環境における性能試	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規
験		則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附
		属書 A の A.5.4 及び附属書 B の B.3 に定
		める電磁環境における性能の試験方法
表記及び機能確認試験(ソ	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規
フトウェアも含む)		則第 118 条及び第 127 条で規定する JIS
		B 7611-2 に定める表記事項及び機能確
		認の試験方法(「特定計量器の型式承認
		申請のための試験結果の証明書添付に
		あたっての必要事項(非自動はかり)
		<asnite 試験事業者向け="">(NMIJ-G01-</asnite>
		NW)」様式 1 を参照し、該当する JIS
		B7611-2 の適用箇条ごとに記載された試
		験方法又は目視による試験方法)

表 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
絶縁試験	太陽電池	IEC 61215
		IEC 61215-2
		IEC 61646
		IEC 61730-2
		に規定する絶縁試験方法
外観•構造試験	太陽電池	IEC 61215
		IEC 61215-2
		IEC 61646
		IEC 61730-2
		に規定する外観・構造試験方法
エアコン能力試験	エアコン	ISO 5151
		に規定するエアコン能力試験方法
耐久性•耐食性試験	太陽電池	IEC 61215
		IEC 61215-2
		IEC 61345
		IEC 61646
		に規定する耐久性・耐食性試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
	電池類	IEC 61951-1
		IEC 61951-2
		IEC 61959
		IEC 62133
		IEC 62133-1
		IEC 62133-2
		韓国 電気用品安全管理法 電気用品安
		全基準 KC 62133-2 に規定する耐久性・
		耐食性試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-6
		に規定する耐久性・耐食性試験方法
機械的強度試験	太陽電池	IEC 61215
		IEC 61215-2
		IEC 61646
		IEC 61730-2
		に規定する機械的強度試験方法
	電池類	IEC 61951-1
		IEC 61951-2
		IEC 61959
		IEC 62133
		IEC 62133-1
		IEC 62133-2
		韓国 電気用品安全管理法 電気用品安
		全基準 KC 62133-2
		に規定する機械的強度試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-31
		に規定する機械的強度試験方法
電気·電子難燃性等試験	太陽電池	IEC 61730-2
		に規定する電気・電子難燃性等試験方法
温度試験	太陽電池	IEC 61730-2
		に規定する温度試験方法
電池類電気的特性試験	電池類	IEC 61951-1
		IEC 61951-2
		IEC 61960
		IEC 61960-3
		に規定する電池類電気的特性試験方法
電池類安全性試験	電池類	IEC 61951-1
		IEC 61951-2
		IEC 62133
		IEC 62133-1
		IEC 62133-2
		韓国 電気用品安全管理法 電気用品安
		全基準 KC 62133-2
		に規定する電池類安全性試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
太陽電池特性試験	太陽電池	IEC 60904-1
		IEC 61215
		IEC 61215-2
		IEC 61646
		に規定する太陽電池特性試験方法
電気応用機器電気的特性	冷蔵冷凍製品	IEC 62552-3
試験		に規定する電気応用機器電気的特性試
		験方法

※ 表 2 の区分の ASNITE 認定申請は、その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けている場合に限り申請を受け付けるものとする。

その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けていない場合は、ASNITE 認定申請と対応する区分の JNLA 登録申請が同時に行われた場合に申請を受け付けるものとする。

表 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分

製品試験の区分	試験対象	試験方法(関連文書)
OIML 分野-ロードセル	ロードセル	OIML R 60
OIML 分野一非自動はかり	非自動はかり	OIML R 76
OIML 分野一水以外の液体	水以外の液体用動	OIML R 117
	的計量システム	

表 4 エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
エネルギースター	ディスプレイ	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
ディスプレイ試験		Requirements Product Specification for
		Displays
エネルギースター	画像機器	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
画像機器試験		Requirements Product Specification for
		Imaging Equipment
エネルギースター	照明器具	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
照明器具試験		Requirements Product Specification for
		Luminaires (Light Fixtures) (IES LM-80)
エネルギースター	テレビ	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
テレビ試験		Requirements Product Specification for
		Televisions
エネルギースター	コンピュータ	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
コンピュータ試験		Requirements Product Specification for
		Computers
エネルギースター	コンピュータサー	EPA 基準文書:ENERGY STAR Program
コンピュータサーバー試験	バー	Requirements Product Specification for
		Computer Servers

※米国 EPA (United States Environmental Protection Agency:アメリカ合衆国環境保護庁)がエネルギースタープログラムの試験結果として受け入れられる試験方法は、それぞれの EPA 基準文書の最新版である。ただし、米国 EPA が旧試験方法の移行期間を定めている場合を除く。

表 5 系統連系規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
系統連系における 電気品質試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.1, 4.2 及び 4.3 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.1, 3.2 及び 3.3 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) ^{※2} 4.3.1, 4.3.2 及び 4.3.3
系統連系における 電力システム安定化試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.4 及び 4.5 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.4 及び 3.5
系統連系における 系統擾乱時の運転継続 機能に係る試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.6 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.6
系統連系における系統異常時の動作試験	パワーコンディ ショナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.7, 4.8, 4.9 及 び 4.10 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.7, 3.8, 3.9 及び 3.10 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) ^{※2} 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 及び 4.3.7 IEC 62116 6 及び Annex B
系統連系における 効率試験	パワーコンディ ショナー	EN 50530 4, 5, Annex D, Annex E 及び Annex F

- ※1 タイ PEA (Provincial Electricity Authority:タイ地方配電公社)が公表している試験方法。
- ・タイ PEA B.E.2551(2008): Electricity Grid System Connection Requirement of Provincial Electricity Authority
- ・タイ PEA B.E.2559(2016): Provincial Electricity Authorityon Requirement of Power Network System Interconnection Code
- ※2 タイ MEA (Metropolitan Electricity Authority:タイ首都圏配電公社)が公表している Grid-connected Inverter Regulationの試験方法。

表 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
食品加工装置の定置洗	食品加工装置	EHEDG Document No.2, A method for the
净適性		assessment of in-place cleanability of food
		processing equipment(EHEDG 文書 No.2:食
		品加工装置の定置洗浄適性の評価方法)

表 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
耐圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-1
内圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-2
砂詰防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-5
油入防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-6
安全増防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-7
本質安全防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-11
内圧室及び換気室による 防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-13
非点火防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-15
樹脂充てん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-18
本質安全電気システム	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-25,
		IEC 60079-11
機器保護レベル(EPL) Ga	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-26
光放射を用いる機器及び	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-28
伝送システムの保護		
容器による粉じん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-31
電気抵抗トレースヒータ	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0,
		IEC/IEEE 60079-30-1
特殊防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-33
機器アセンブリ	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, ISO 80079-36,
	防爆構造非電気機械器具	IEC/TS 60079-46
可燃性粉塵用の保護レベ	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 62784
ル Dc(防爆)集塵機および		
掃除機		
非電気機器防爆構造	防爆構造非電気機械器具	ISO 80079-36, ISO 80079-37

※表 7 の試験方法規格については、最新版又はそのひとつ前の版のどちらかを選択できる。 但し、IECEx Test Report の改版(Issue up)及び Unit verification については任意の旧版を 選択できる。(Unit verification: 試験を実施した機器現物を認証するもの)

表 8 抗ウイルス性試験規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
懸濁液中の抗ウイルス性試験	液剤	ASTM E1052-20
		EN 14476:2013+A2:2019
繊維製品の抗ウイルス性試験	繊維製品	ISO 18184:2019
プラスチック及び非多孔質表面 の抗ウイルス性試験	プラスチック及び非多孔質 製品	ISO 21702:2019

[※]懸濁液中の抗ウイルス性試験方法については、ASTM E1052、EN 14476 又は両方を申請することができる。

表 9 生分解性試験規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	<u>試験対象</u>	<u>試験方法</u>
<u>海洋生分解性試験</u>	生分解性プラスチック	ISO 18830
		<u>ISO 19679</u>
		ISO 23977-1
		ISO 23977-2
		ISO 22404
		ASTM D6691
コンポスト条件下の	生分解性プラスチック	ISO 14855-1
<u>生分解性試験</u>		ISO 14855-2

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年3月2日から施行する。

附則

この規程は、平成21年8月6日から施行する。

附則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 12 月 17 日から施行する。

附則

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

この規程は、平成23年4月7日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成23年5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月7日から施行する。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月2日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月22日から施行し、10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

附則

この規程は、2019年3月4日から施行する。

附則

この規程は、2020年3月25日から施行する。

附則

この規程は、2020年10月9日から施行する。

附則

この規程は、2021年7月2日から施行する。

附則

この規程は、2023年6月28日から施行する。

<u>附則</u>

この規程は、2024年00月00日から施行する。

ASNITE 試験方法区分一覧 第 22 版 改正のポイント

【改正内容】

◆分類 9 として「生分解性試験規格の試験方法の区分」を追加

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。